

令和4年度庁舎等使用調整計画について

- 西古松合同庁舎
- 徳島地方合同庁舎
- 那覇港湾合同庁舎

令和5年2月22日
財務省理財局

西古松合同庁舎の庁舎等使用調整計画

使用官署（岡山地方法務局岡山西出張所）が岡山地方法務局庁舎へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用

【西古松合同庁舎】



〔所在地〕

岡山県岡山市北区西古松
2-6-101

〔建物概要〕

平成4年築
地上4階 外
建 1,159㎡／延 4,385㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

岡山地方法務局岡山西出張所 2,049㎡
中国四国農政局岡山県拠点 802㎡
共用部分 1,534㎡

（注）下線の官署が使用調整対象

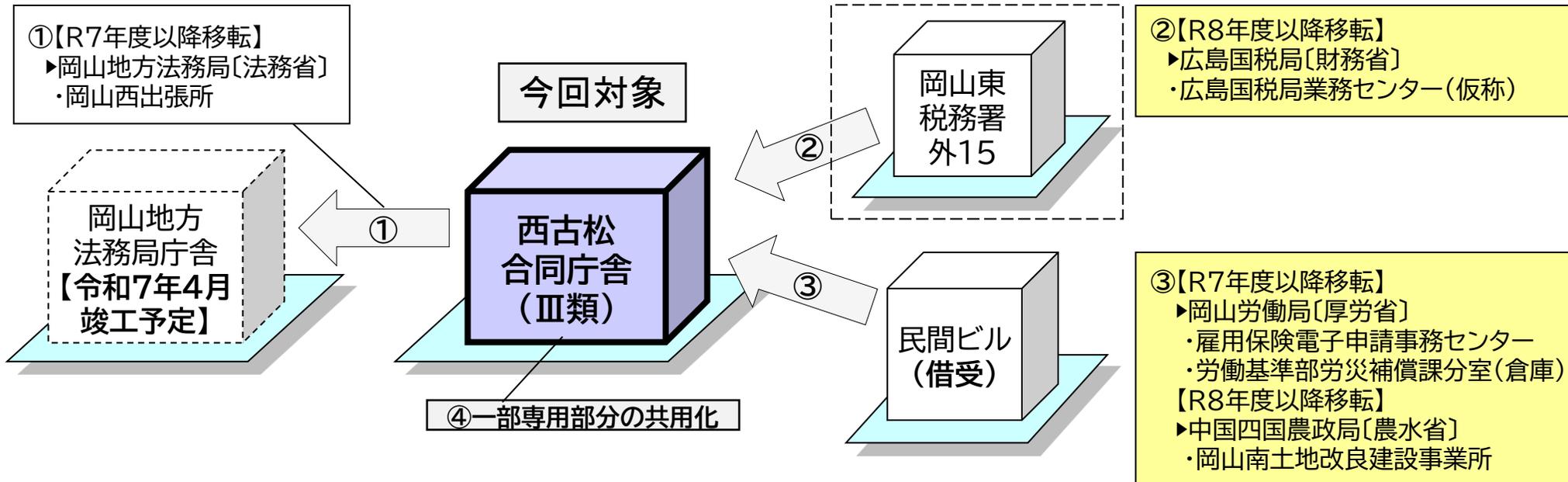
岡山地方法務局庁舎へ
移転することに伴い
生じる空きスペース
の活用

使用調整対象面積
約 2,050㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
広島国税局業務センター（仮称）	約 1,440㎡	移転	令和8年度以降	【新たな行政需要への対応】 広島国税局管内に所在する税務署（岡山東ほか15）の内部業務等を移転させ統合するもの。
中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所	約 380㎡	借受解消		
岡山労働局雇用保険電子申請事務センター	約 110㎡		令和7年度以降	【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約1,160万円が縮減されるもの。
岡山労働局労働基準部労災補償課分室（倉庫）	約 100㎡			
共用部分	約 20㎡	転用		【転用】 岡山地方法務局専用のシャワー室及び湯沸室を共用化するもの。
合計	約 2,050㎡			

西古松合同庁舎の庁舎等使用調整計画



<使用調整の概要>

- ① 岡山地方法務局岡山西出張所が岡山地方法務局庁舎へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用を図るもの。(約2,050㎡)
- ② 新たな行政需要への対応のため、税務署の内部業務等の集約化を行うもの。
・広島国税局業務センター(仮称) (約1,440㎡)
- ③ 民間借受官署の移転により、総額約1,160万円の借受解消を図るもの。(約590㎡)
・岡山南土地改良建設事業所 (約380㎡) ※借受料:約620万円
・雇用保険電子申請事務センター (約110㎡) ※借受料:約360万円
・労働基準部労災補償課分室(倉庫) (約100㎡) ※借受料:約180万円
- ④ 岡山地方法務局専用の湯沸室等を共用化するもの。(約20㎡)

徳島地方合同庁舎の庁舎等使用調整計画

使用官署（徳島地方法務局等）が徳島法務総合庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【徳島地方合同庁舎】



〔所在地〕

徳島県徳島市徳島町
城内6-6

〔建物概要〕

昭和51年築
地上7階、地下1階 外
建 1,347㎡／延 7,184㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

徳島地方法務局	2,318㎡
徳島保護観察所	382㎡
徳島労働局	1,559㎡
四国行政評価支局	
徳島行政監視行政相談センター	309㎡
共用部分	2,617㎡

（注）下線の官署及びその一部が使用調整対象

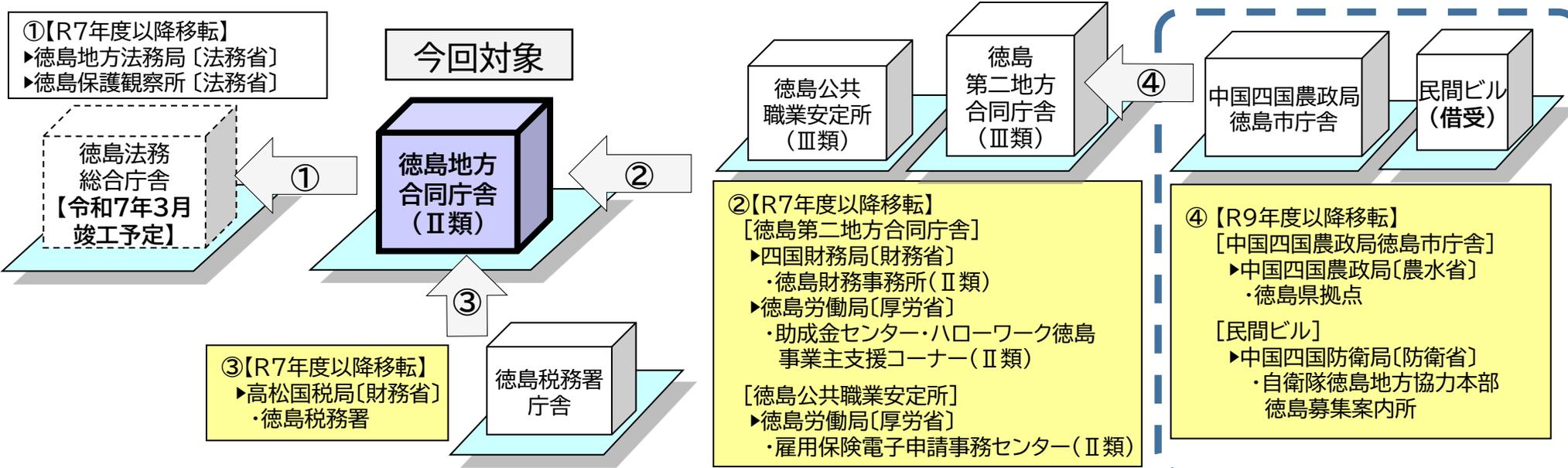
徳島法務総合庁舎へ移転すること等に伴い生じる空きスペースの活用

使用調整対象面積
約 3,380㎡

<使用調整の内容>

入居予定官署名	調整床面積	方法	時期	備考
四国財務局徳島財務事務所	約 400㎡	移転	令和7年度以降	【耐震性能の不適合解消】 現入居庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署に求められる耐震性能（Ⅱ類）の不適合解消のため四国財務局徳島財務事務所を移転させるもの。
高松国税局徳島税務署	約 1,940㎡			【老朽解消・狭あい解消】 老朽・狭あい解消のため高松国税局徳島税務署を移転させるもの。
徳島労働局	約 1,040㎡	拡充		【狭あい解消】 狭あい解消のため事務室の配置を変更するもの。
徳島労働局助成金センター・ ハローワーク徳島事業主支援コーナー		移転		【耐震性能の不適合解消及び分散解消】 現入居庁舎の耐震性能（Ⅲ類）と官署に求められる耐震性能（Ⅱ類）の不適合解消及び分散解消のため徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナー及び徳島労働局雇用保険電子申請事務センターを移転させるもの。
徳島労働局雇用保険電子申請事務センター				
合計	約 3,380㎡			

徳島地方合同庁舎の庁舎等使用調整計画(□:10条調整)



<使用調整の概要>

- ① 徳島地方法務局及び徳島保護観察所が徳島法務総合庁舎へ移転すること等(※1)に伴って生じる**空きスペースの有効活用**を図るもの。(約3,380㎡)
- ② 現入居庁舎の耐震性能(Ⅲ類)と官署に求められる耐震性能(Ⅱ類)の**不適合解消等**(※2)を図るもの。(約1,440㎡)
・徳島財務事務所
・徳島労働局助成金センター・ハローワーク徳島事業主支援コーナー
・徳島労働局雇用保険電子申請事務センター
⇒徳島労働局の業務効率化を勘案した配置変更を実施
- ③ 徳島税務署の移転により、**老朽・狭あいの解消及び売却可能財産の創出**を図るもの。(約1,940㎡)

※1 既存入居官署の配置変更面積を含む ※2 労働局の分散解消及び配置変更を含む

<参考:国有財産法第10条の総括権に基づく調整>

- ④ 徳島財務事務所等が徳島地方合同庁舎へ移転すること等(※3)に伴って徳島第二地方合同庁舎に生じる**空きスペースの有効活用**を図るもの。(約870㎡)
⇒中国四国農政局徳島県拠点及び自衛隊徳島地方協力本部徳島募集案内所の移転により、売却可能財産の創出及び約160万円の借受解消を図る。

※3 共用部の未利用部分を含めた調整を予定

那覇港湾合同庁舎の庁舎等使用調整計画

使用官署（沖縄地区税関）が那覇第2地方合同庁舎へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用

【那覇港湾合同庁舎】



〔所在地〕

沖縄県那覇市港町
2-11-1

〔建物概要〕

昭和54年築
地上8階、地下1階 外
建 2,938㎡／延 11,597㎡

〔使用官署及び使用の現状〕

沖縄地区税関(新港分庁舎)	1,645㎡
第十一管区海上保安本部	2,986㎡
那覇検疫所	664㎡
那覇植物防疫事務所	727㎡
動物検疫所沖縄支所	319㎡
門司地方海難審判所那覇支所	351㎡
運輸安全委員会事務局那覇事務所	211㎡
共用部分	4,693㎡

(注) 下線の官署及びその一部が使用調整対象

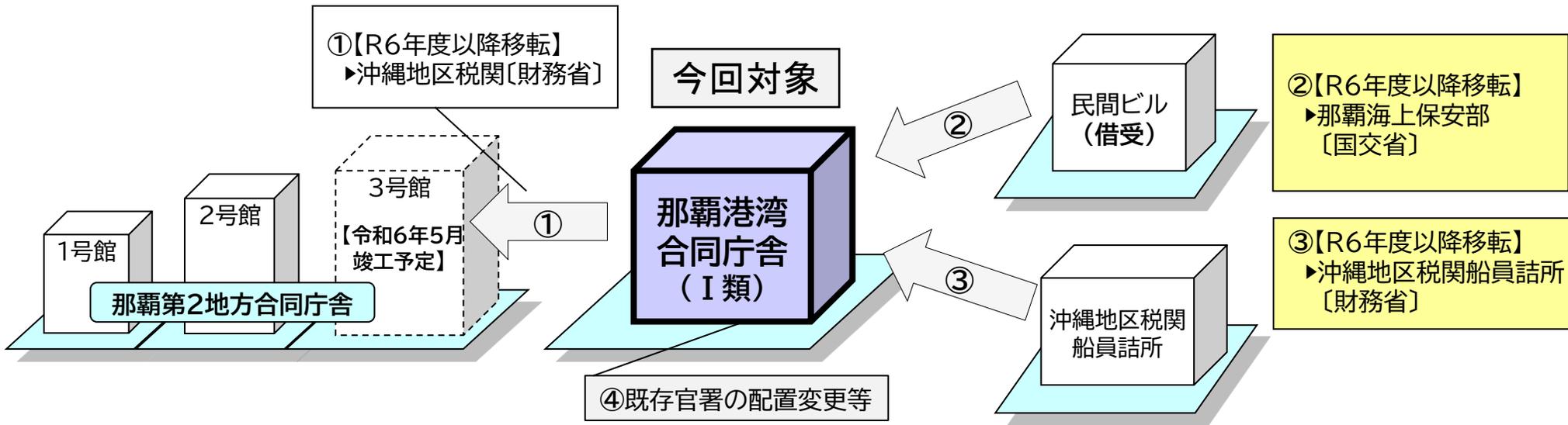
那覇第2地方合同
庁舎へ移転すること
等に伴い生じる空き
スペースの活用

**使用調整対象面積
約 2,310㎡**

<使用調整の内容>

入居予定官署	調整床面積	方法	時期	備考
那覇海上保安部	約 1,010㎡	借受解消	令和6年度 以降	【借受解消】 民間ビルの借受解消により借受料年額約1,580万円が縮減されるもの。
沖縄地区税関船員詰所	約 50㎡	移転		【業務の効率化】 業務体制を確保し、沖縄地区税関船員詰所を移転させるもの。
第十一管区海上保安本部	約 1,040㎡	拡充		【狭あい解消、業務の効率化】 狭あい解消及び那覇海上保安部との業務連携のため、事務室の配置を一部変更し、拡充するもの。
那覇検疫所	約 120㎡			【狭あい解消】 狭あい解消のため事務室の配置を一部変更し、拡充するもの。
那覇植物防疫事務所	約 20㎡			
共用会議室	約 70㎡	配置変更		【配置変更】 各官署の配置変更に伴い、会議室の配置を変更するもの。
合計	約 2,310㎡			

那覇港湾合同庁舎の庁舎等使用調整計画



<使用調整の概要>

- ① 沖縄地区税関が那覇第2地方合同庁舎3号館へ移転すること等(※)に伴って生じる空きスペースの有効活用を図るもの。(約2,310㎡)
- ② 民間借受庁舎の移転により、約1,580万円の借受解消を図るもの。(約1,010㎡)
 - ・那覇海上保安部
- ③ 沖縄地区税関船員詰所の移転により、業務の効率化及び売却可能財産の創出を図るもの。(約50㎡)
- ④ 空きスペースの活用及び既存官署の配置変更により、狭あいの解消及び業務の効率化を図るもの。(約1,250㎡)
 - ・第十一管区海上保安本部 (約1,040㎡)
 - ・那覇検疫所 (約120㎡)
 - ・那覇植物防疫事務所 (約20㎡)
 - ・共用会議室 (約70㎡)
 ⇒ 第十一管区海上保安本部と那覇海上保安部の業務連携や那覇検疫所の業務効率化を勘案した配置変更を実施。

※ 既存入居官署の配置変更面積を含む

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（抜粋）
（昭和三十二年法律第百十五号）

（用語の定義）

第二条 （略）

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）
- 二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 この法律において「使用調整」とは、庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすることをいう。

（庁舎等使用調整計画）

第四条 財務大臣は、第三条の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の送付を受けた場合又は庁舎等について国有財産法第十条第一項若しくは前条の規定により資料若しくは報告を受け、若しくは実地監査を行った場合において、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、庁舎等の使用調整に関する計画（以下「庁舎等使用調整計画」という。）を定め、遅滞なく、これを関係の各省各庁の長に通知しなければならない。

2～3 （略）

4 財務大臣は、第一項及び第二項の規定により庁舎等使用調整計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財政制度等審議会に諮り、その意見を聴かなければならない。

5～7 （略）